

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 1 月 15 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500752号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500189号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成15年7月15日の標準賞与額を39万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年7月15日

A社から支払われた請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金額に反映しない記録となっている。

請求期間の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を記載している家計簿を提出するので、請求期間に係る標準賞与額の記録について、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る賞与支給明細及び請求者から提出された平成15年7月の家計簿により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、前述の賞与支給明細等において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、39万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務的な遺漏により期日を経過して請求者の請求期間に係る賞与支払届を提出した旨回答しており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月27日付けで当該届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500640号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500187号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年3月1日から昭和56年4月1日まで

日本年金機構に年金記録を確認したところ、A社にB職として勤務していた期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

調査の上、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者がA社の元同僚として名前を挙げている者のうち、同社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録が有る者が、「時期は不明であるが、請求者は、A社でB職として勤務していた。」旨回答していることから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、平成13年1月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る商業登記の記録においても平成14年2月に破産廃止決定されている上、請求期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、請求者の同社における勤務実態、給与からの厚生年金保険料控除の有無等について確認することができない。

また、請求期間にA社で厚生年金保険被保険者記録が有る者のうち、複数の者が、「B職は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨陳述しているところ、請求者が、自身と同様に、同社でB職として勤務していた者として名前を挙げている4人は、いずれも、同社に係る被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者記録が見当たらない。

さらに、請求期間にA社でB職として勤務していたとする者は、「A社の給与明細書では、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったと記憶している。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500580号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500188号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年2月初旬から同年6月1日まで

A社に昭和36年2月初旬に入社したが、厚生年金保険の資格取得年月日が同年6月1日となっている。しかし、同年3月に同僚二人と共にB県のC町内のD事業所に、同年4月には事業主及びE業務従事者と共にF県のG市内のH事業所に、それぞれ商品を納品した記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社は既に解散しており、請求期間当時の事業主は死亡している上、同社の後継事業所であるI社は、「請求期間当時の資料は保管しておらず、請求者の入社時期及び厚生年金保険料の控除は不明である。」旨回答している。

また、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が有り、連絡先の判明した9人に照会したところ、回答があった6人のうち1人が請求者を記憶していたものの、同人は、「請求者の勤務期間は分からない。」旨陳述しており、元同僚等から請求者の請求期間に係る勤務実態を確認することができない。

さらに、請求者は、昭和36年3月に同僚二人と共にB県のC町内のD事業所に商品を納品した記憶がある旨陳述しているところ、当該同僚二人は既に死亡している上、B県J保健所は、C町の当該D事業所は既に閉鎖している旨陳述している。

加えて、請求者は、昭和36年4月に事業主及びE業務従事者と共にG市内のH事業所に商品を納品した記憶がある旨陳述しているところ、当該事業主は、前述のとおり既に死亡しており、当該E業務従事者も特定することができない上、G市は、請求期間当時に市内にH事業所は無かった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。